施設ご利用の皆様へ

松風園の施設利用について（利用規定）

指定管理者安藤造圏土木株式会社
松風園管理事務所
TEI：FAX 092-524-8264

◆施設の利用時間◆

・午前 9 時～午後 5 時
（この時間には利用者による後片付けと貸出し道具の返却・点検まで含みます）
※午前：9 時～1 2 時　午後：13 時～17 時

◆利用申請書◆

・申請書を受け付けた時点で正式なご予約といたします。
・利用希望が同日同時間帯に重複した場合は、申請書の先着順に優先いたします。
・キャンセル、変更等は必ずご連絡ください。利用日の 7 日前までは料金は発生しませんが、利用取り止め届けの提出が必要です。その後はキャンセル料が発生しますのでご注意ください。
・利用料金の精算は 1 5 時までにお願いいたします。

◆施設の利用について◆

・食事は必ず予約の部屋でお願いいたします。 酒類の持ち込みは禁止です。
・食事準備等の台所利用は、他の利用者と共同になる場合があります。
・テーブル、やかん、湯のみ等は備品があります。備品利用はセルフサービスです。お茶の葉は各自ご持参ください。後片付けまで利用者で行い、ゴミはお持ち帰りください。
・建物は一般入園者と共用の施設ですので、他の入園者の通常の話し声、歩行はご了承ください。
・公園の静けさを損なう騒音は出さないでください。
・立入禁止の表示がある場所には入らないでください。
・駐車場での事故、盗難、トラブル等の責任は負いません。
・指定された駐車場以外への車両の乗り入れはできません。
・入園後に一旦外出されて再入園される場合は、外出時にスタッフにご相談ください。
・お帰りの際は、必ず事務所に声をおかけください。

お茶会にてご利用の方へ

・必要な消耗品はご持参ください。（抹茶、花、茶筅、茶巾、黒文字、茶漉し等）
・灰型の準備は利用者でお願いします。
・貸出道具には高価な物もありますので、丁寧にお取り扱いください。
紛失、破損等の場合は弁償していただきます。
・貸出道具の利用前後に、点検させていただきます。
・道具の追加は事務所にお申し出ください。
・ご利用は 16 時半までとなっております。

許可できないもの（福岡市公園条例第 4 条）

1.他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物品または動物の類いを携行する場合。
2.公益を害するおそれがあると認められる場合。
3.その他、公園管理上支障があると認められる場合。
4.過去において、公園管理上の指示に従わなかった場合。

以上、ご理解とご協力をお願いいたします。
ご利用に際し、相談等がある場合はお気軽に事務所へお申し出ください。